

2 杉並第 15185 号  
令和 2 年 6 月 16 日

指定事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長  
秋吉 誠吾  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）（介護保険最新情報 Vol. 842）の留意事項及び具体的取扱いについて

令和 2 年 6 月 1 日に厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」が発出されました。

この取扱いに関する問合わせが区へ多数寄せられているため、以下のとおり留意事項や具体的取扱いをお示しいたします。なお、6 月 15 日に第 13 報（介護保険最新情報 Vol. 847）が発出されていますので、合わせてご確認ください。

### 1 利用者からの事前の同意と介護支援専門員との連携

#### （1）利用者からの事前の同意について

利用者の自己負担額が変わるため、各サービス事業所は文書により同意を得てください。事前に利用者へ説明し、同意を得ていれば、文書での同意は後日となっても構いません。第 13 報では「必ずしも書面（署名捺印）による同意確認を得る必要はなく」とありますが、トラブル防止の観点からも文書で同意を得ていただく必要があると考えます。

事前の同意が前提となりますが、令和 2 年 6 月分に限り、請求前までに利用者から同意が得られ、利用者が 6 月 1 日に遡って臨時的な報酬を算定することに同意した場合は、6 月 1 日のサービス提供分から適用することが可能です。

#### （2）介護支援専門員との連携

各サービス事業所は、担当である介護支援専門員に対し、利用者の同意を得ていることを報告し、本取扱いによる請求をすることを伝えてください。

区分支給限度基準額を超える場合は、介護支援専門員と連携し、超えた金額全体が利用者の自己負担になることを利用者へ十分に説明した上で同意を得てください。

介護支援専門員は、どのサービスを区分支給限度基準額超過とするか、利用者及び各サービス事業所と調整をしてください。

#### （3）サービス利用票及びサービス利用票別表

介護支援専門員は、報酬区分等を訂正した「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を利用者へ交付し、同意を得てください。また、各サービス事業所へも訂正した「サービス提供票」及び「サービス提供票別表」を交付してください。

#### (4) 給付管理票及び介護給付費明細書

本取扱いにおける請求にあたっては、介護支援専門員が作成する給付管理票と各サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させ、請求の際に一致するようにしてください。

## 2 総合事業のサービス

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所事業及び自立支援通所事業のサービスは本取扱いの対象外です。

## 3 延長加算に係る体制等に関する届出について

杉並区指定の地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護事業所においては、延長加算の届出を行っていない事業所についても、延長加算の算定を可能とする取扱いといたします。

本取扱いによる運営規程の変更等（延長サービスを行う時間の明記等）は不要です。

また、本取扱いは第12報を受けた特例的な取扱いであり、通常通り延長加算を算定する場合やその他の加算については、通常通りの取扱いとします。

## 4 その他

- ・本取扱いを実施する場合、利用者自己負担額の増額分を徴収しないことはできません。
- ・通所介護で宿泊サービスの利用者は、本来延長加算を算定できないことになっていますが、今回の臨時的取扱いにおいては、宿泊サービス利用者についても、利用者の同意があれば2区分上位の延長加算を算定することができます。
- ・本取扱いによる通所介護費、短期入所生活介護費等の介護報酬の算出方法は、事業所として説明できるよう記録をしておいてください。

問合せ先：杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03 (3312) 2111

給付係 内線 1334

事業者係 内線 1337

指導係 内線 1314